

公立図書館の市場化

——武雄市「TSUTAYA 図書館」の何が問題か——

竹田芳則（自治労連教育部会・堺市立中央図書館司書）

2013年4月に従来の武雄市図書館・歴史資料館をリニューアルオープンして誕生した「TSUTAYA 図書館」は、初年度に100万人に迫る「来館者数」を誇り、「武雄モデル」として全国展開する勢いである。示されたTSUTAYA図書館化による「市民価値」とは、本来の図書館機能とは関係ない営業活動にすぎず、今後、公立図書館の公共性を破壊しかねない問題をもっている。

はじめに

2003年地方自治法一部改正により、公の施設の管理者を営利企業とすることを可能とする、指定管理者制度が導入されてから11年が経過した。総務省は、公の施設の指定管理者制度の導入状況について、定期的に調査をし、その結果を公表している。これによると2012年4月1日現在で、全国で7万3476施設について指定管理者制度が導入されている。指定管理者の種別は、公共的団体と非営利法人が66%を占め、株式会社が指定管理者となっている例は、全体の約17.4%にすぎない⁽¹⁾。

一方、公立図書館の指定管理者制度

導入施設数については、文部科学省の「平成23年度社会教育調査」によれば、全3249施設中、347施設で指定管理者制度が導入されており、導入率は10.7%、指定管理者の種別としては、民間会社が全体の64%を占めている。前回調査の「平成20年度社会教育調査」での導入の図書館は203施設であったから1.7倍も増えたことになる⁽²⁾。

先述の総務省の導入状況の前回調査（2009年）と比較すると、公の施設全体の指定管理者導入施設数の伸び率は5%にすぎないので、公立図書館における民間企業による指定管理者導入の

勢いは特異なものであるといえよう。

しかし、指定管理者制度の弊害を最も体现しているのが、図書館ともいえる。周知のとおり、図書館法第17条において「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」として、他の社会教育施設より以上に、無料原則が厳しく定められており、民営化は成り立たないからである。

決められた指定管理料だけが主な財源という条件では、そのなかで収益を確保するとすると、サービスの水準を下げ、労働者の賃金を抑えるなどしか方法はない。そうしたことに危機感をもつ市民が、利用者の立場から各地で図書館への指定管理者制度導入につい

て、反対の声をあげてきている。

こうしたことが、2010年末の総務省通知「指定管理者制度の運用について」の趣旨説明を当時の片山善博総務大臣が記者会見で行うなかで、「例えば、公立図書館とか、まして学校図書館なんかは、指定管理になじまない…やはりきちっと行政がちゃんと直営で、スタッフを配置して運営すべきだ」と発言したことにつながっている。

しかし、指定管理者制度になじまないはずの図書館を、新たな「市民価値」という名の下に、市長の強引な手法により、最低限の手順も踏まずに特定の企業の利益誘導となる指定管理者制度導入を推し進めたのが、佐賀県武雄市の事例であるといえる。

「TSUTAYA 図書館」の誕生

佐賀県武雄市は、佐賀平野の西部に位置する人口約5万人の小都市である。かつては長崎街道の宿場町として繁栄し、近代以降は軍港佐世保の奥座敷として、武雄温泉のまちとして発展した。

江戸時代にこの地を治めたのは、佐賀藩鍋島家の家老を務める家柄の武雄鍋島家であった。第28代の武雄領主である鍋島茂義（1800～1862）は、幅広い文化的素養をもちあわせた人物で、蘭学を積極的に受容したことで知られている。茂義の主導のもと、近代ヨ-

ロッパの自然・人文科学の知識を凝縮した書籍（蘭書）をはじめ、天球儀・地球儀などの多彩な文物・器物が武雄にもたらされた⁽³⁾。

江戸時代の蘭学資料を中核とする武雄鍋島家資料は武雄市に寄贈され、現在は国の重要文化財に指定されているものも含まれている。これらの貴重な資料を展示・收藏する資料館と図書館の機能を1つに組み合わせ市民の知的拠点として、「武雄市図書館・歴史資料館」が2000年10月にオープンした。

2006年、旧武雄市と2町が合併し新武雄市が成立したことにともない、4月に市長選が行われて当選したのが、総務省のキャリア官僚を退職した、当時全国最年少の樋渡啓祐市長である。2008年には武雄市民病院民間移譲問題で、その独善的な行政運営を批判したリコールの動きに対し、辞職・出直し選挙で再選された経緯がある。

市長の独断で進められた 「TSUTAYA 図書館」構想

2012年5月4日、樋渡市長は東京の代官山蔦屋書店で記者会見を行い、「武雄市図書館・歴史資料館」について、TSUTAYAを運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下CCC）との企画・運営に関する基本合意を発表した⁽⁴⁾。このことは、直前にごく一部の関係者に知らされていただけで、多くの市民にとってはまさに青天の霹靂であった。

基本合意にあたってCCCは「提携により武雄市図書館にて実現する9つの市民価値」として以下の通り示している。

1. 20万冊の知に出会える場所
2. 雑誌販売の導入
3. 映画・音楽の充実
4. 文具販売の導入
5. 電子端末を活用した検索サービ

- ス
6. カフェ・ダイニングの導入
7. 「代官山蔦屋書店」のノウハウを活用した品揃えやサービスの導入
8. Tカード、Tポイントの導入
9. 365日、朝9時～夜9時までの開館時間

さらに「基本合意書」のなかで、このことを実現することの付帯事項として、「新規運営開始時期は平成25年4月1日」「管理運営の方式は指定管理」「管理運営に関する経費は現在の運営に要している費用を基礎」とすることなど、市長専決事項から逸脱する内容が、何の手続きも取られずに定められている。

市長独断で1社指名で県外の特定業者を選定誘致し、その業者の意向に沿って計画を進めることは、市民病院の民間移譲と同じパターンであった。しかし市議会は6月の定例会において、図書館の指定管理者について「市長が指定するものに、これを行わせることができる」とする条例案を可決、7月臨時会においてCCCとの1社随意契約、指定管理料年間1.1億円、5年で5.5億円の債務負担行為が可決された。

さらに9月定例会では、施設改修費4.5億円の補正予算が追加提案、可決され、それにCCCが3億円を追加、

総計7.5億円の全体事業費となると発表された。12月定例会では、これまた追加議案で、歴史資料館の常設展示館である「蘭学館」を閉鎖し、CCCのCD・DVD有料レンタルショップのスペースとして提供するための条例改正案が提案、可決された⁽⁵⁾。

Tカード、Tポイントの導入をめぐる こうして進められた武雄市図書館・歴史資料館の「TSUTAYA 図書館」化は、当然のことながら多くの批判を受けることになった。CCCとの提携合意で示された「9つの市民価値」とは、図書館を使って企業が営業活動を展開することにほかならないからである。

とりわけ「Tカード、Tポイントの導入」については、最も大きな問題をはらんでいる。日本図書館協会はTカードの導入について、「利用者の個人情報（貸出履歴）は『Tカード』管理者に提供される可能性があります。図書館の管理・運営上の必要性から必然的に集積される個人の情報は、本来の目的以外に利用されること自体を想定しておりません。図書館の管理・運営とは基本的に関係のないことへの利用は、『利用者の秘密を守る』ことを公に市民に対して約束している公共図書館の立場からは肯定しがたい」との見

解を示している⁽⁶⁾。

さらにTポイントの付与については、日本文藝家協会が「いたずらに青少年の利欲を刺激して煽る懸念があり、教育的配慮に欠けるのではないか」、日本書籍出版協会が「図書館という公的な業務を利用して、一民間業者であるCCCへの割引販売による利益誘導を行っているとの見方も可能です。そうすると、これは著作権法第38条第4項に定められた、非営利無償の貸与の範囲を逸脱するのではないか」との問題を指摘している⁽⁷⁾。

Tカードは、消費者にとってはTSUTAYAのレンタル会員証にもなっていて、ファミリーマートなどの加盟店での買い物にポイントが貯まるという程度の認識であろう。しかしTカードを運営するCCCは、ビジネスとして個人の購買履歴を収集し、マーケティング情報として提供している事業者でもある⁽⁸⁾。CCCの増田宗昭社長は、かつて「本のポイントビジネスを始めたのは、本の売り上げを伸ばしたいのではなく、本の購買履歴からその人の消費ニーズを察知したいから」と語っている⁽⁹⁾。

今回、CCCが公立図書館の運営にビジネスとして参入することを決めた理由の1つとして、このことに可能性を見いだしたことがあると考えられる。

少なくとも、こうした意欲をもつ事業者が指定管理者として公立図書館の運営を行うことに大きな問題があるのではなかろうか。

Tポイントの付与についても、先述の日本書籍出版協会の質問書に対し、武雄市は「利用者が自動貸出機を利用したときのみ『窓口業務の省力化に協力していただいた意味合い』で一日に1回ポイントを付与するものです」と回答しているが⁽¹⁰⁾、指定管理者の得た収益が、その施設のサービスに還元されるのではなく、全く無関係な分野の商業活動に資されているわけである。しかもTポイント還元の対象は全国展開しているチェーン店のものであり、地元商業の振興にも結びつかない⁽¹¹⁾。

地方自治のあり方が憂慮される

内外からの「TSUTAYA 図書館」構想への懸念や批判に対し、樋渡市長は「ナンセンス」「荒唐無稽^{むげい}」で一蹴、図書館や歴史資料館で活動する市民グループのなかで異議を唱えたメンバーを市長の個人ブログでバッシングする

「TSUTAYA 図書館」の実態

5カ月間の改修のため閉館を経て、2013年4月1日、新武雄市図書館はリニューアルオープンした(写真)。それから1年後に発表された2013年度の

など、高圧的な姿勢に、両館で活動していた市民メンバーは一斉に引いてしまったという。こうした厳しい状況のなかで、2012年7月に「武雄市図書館・歴史資料館を学習する会」が地元の市民により立ち上げられた。同会は、市議会議員や教育委員会への公開質問状の提出などを行うとともに、学習会を定期的に継続し、その学習資料を全国に向けて情報発信している⁽¹²⁾。

同時に、図書館利用者や活動団体の全国の連絡組織である「図書館友の会全国連絡会(図友連)」に結集し、図友連として2013年7月に「武雄市図書館の民間会社による管理・運営に関する声明書」を公表した。図友連は2009年に「私たちの図書館宣言」を決議し、近年増加している指定管理者制度や窓口業務を委託する図書館では、私たちが目指す理想の図書館づくりにはそぐわないとしてきた。さらに武雄市の事例は、地方自治のあり方にとっても大きな問題・課題があると深く憂慮し、声明書を発表したのである⁽¹³⁾。

図書館の利用状況は、表1に示した通りである⁽¹⁴⁾。とりわけ注目されるのは来館者数で、92万3036人と2011年度の3.6倍と飛躍的に増加している。一

方で、図書貸出数も1.6倍と増加しているものの、来館者数に比してアンバランスが目立つ。1日あたりの貸出数は1.3倍となっているが、開館時間あたりの数値を考えると、むしろ減少している。

貸出登録者数は3万4349人で、市内居住者が35.1%(1万2048人)、市外居住者が64.9%(2万2301人)となっている。委託前の登録者数が3万7110人で、市内居住者が67.3%(2万4985人)、市外居住者が32.7%(1万2125人)であったから、市内と市外の居住者割合が委託前と委託後で全く逆転しているのみならず、市内居住の登録者数が、委託前から半減してしまっていることになる。

これらのことは、多くの「来館者」がTSUTAYAの書店やレンタル、そ



してカフェのスターバックスを訪れていて、必ずしも図書館を利用しているわけではないことを示している。「TSUTAYA 図書館」は、武雄市民が日常生活のなかで気軽に利用しているという普通の「市民の図書館」ではなさそうだ。

リニューアルにあたって、CCCのノウハウを活かした従来の図書館とは異なる改革が行われたとされているが、

表1 武雄市図書館2013年度利用状況

		2013年度	2011年度	2011年度対比
		来館者数	累計 923,036人 1日平均 2,529人	255,828人 867人
図書貸出数	累計 545,324冊 1日平均 1,494冊	340,065冊 1,153冊	160% 130%	

※2012年度は4月から10月までの7カ月開館のため、2011年度と比較。
※1日平均は休館日を除く1日平均で計算。なお、2013年度は無休で開館。

貸出利用登録者の状況

2014年3月31日時点 登録者数=34,349人

選択カード	Tカード	93.2%	図書館利用カード	6.8%
居住地	市内	35.1%	市外	64.9%

実際、図書館としての基本的な機能は果たしているのだろうか。

「TSUTAYA 図書館」を利用してみた

図書館員や利用者の立場で武雄市図書館を見学したレポートは多数出されているので、詳しくはそちらを参照していただきたいが、ここでは筆者自身が同図書館を利用してみた様子を報告したい⁽¹⁵⁾。

まず貸出カードの登録申請を行ったが、すでにTカードを持っている場合は、それに図書館利用の登録を行うという説明があり、自分のTカードを提出して登録の手続きをした。手続き時に「武雄市図書館利用に関する規約」の他、Tポイントや、TSUTAYA レンタルなど計5種の規約が1枚になった書類を渡されたが、よく保険契約時に渡されるような「約款」のように、細かい文字でびっしり書かれた書類でとても読む気にはなれなかった。また通常、図書館で新規登録時に行われる利用のためのガイダンスなども一切なかった。

図書館の本の背には、本の主題を分類した日本十進分類法（NDC）に基づいた請求ラベルがついているが、書架にはこの請求記号を無視して、独自の配列がされている。そこで、書架のどこどこに据え付けられている

iPad で蔵書検索をして、書架案内図が入ったレシートを出して、目的の図書のあるコーナーへ向かったが、例えば歴史資料館が出している図録は「教育」のコーナーにあって、とても普通に見つけられるようにはなっていなかった。

さらに、蔵書検索した資料のうち自分で見つけられなかったものが数点あり、相談窓口を探したが、そのように明記されている窓口はなかったので、スタッフのいるカウンターにレシートを持って行って探してもらった。20分以上待ったが、結局それらの資料はあはずだが見当たらないとの答えだった。

次に、過去の武雄市図書館をめぐる地元新聞の報道などを調べようと思い、新聞コーナーで佐賀新聞のバックナンバーを探してみたが、過去数カ月分しか保管していないようで、目的は達せられなかった。図書館の雑誌コーナーも、直営時に100タイトル以上の購入種数だったものが、現在は30タイトルほどしかなく、しかもそのうちの半数以上が寄贈雑誌と思われた。もちろん書店部分で販売している600タイトルの最新雑誌はスターボックスに持ち込んで「閲覧」できるのだが、雑誌のバックナンバーを調べることはできない⁽¹⁶⁾。

最後に、図書返却用の宅配専用袋を500円で購入し、「窓口業務の省力化に協力」して、10冊の貸出図書を自動貸出機に重ねて置いて、手続きをしようとした。すると何回やっても読み取り不良でエラーとなってしまい、近くを通りかかったスタッフに尋ねると、同じサイズの本はずらして置かないといけないとのこと、いろいろ試していただいた。しかしそれでもうまくいかず、結局のところ2、3冊ずつ処理をして、また20分以上時間を要してしまった。

図書館の本来の機能とは

樋渡市長は自著『沸騰！図書館』（角川書店、2014年）において、武雄市図書館はブックカフェであって図書館とは名付けられないといった批判に対し、「どう思おうが、武雄市図書館は図書館法第2条に該当する図書館である」と反論している。

図書館法第2条で定義されている「図書館」は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」である。同第3条では、実施に努めなければならない図書館奉仕の事項が定められ、とりわけ近年では、地域の公共図書館の役

割として、郷土資料（地域資料）の収集や地域の課題解決支援、地域での読書活動振興といった機能が重視されている。

CCCを指定管理者として運営させて、こうした図書館の本来の機能を直営に比べてどれだけ充実させることができたのか、全く見えてこない。

決して低くない直営時のサービス水準

樋渡市長は前掲書でまた、従来の武雄市図書館・歴史資料館が「閉館図書館」とよばれるように利用したい時に使えず、本の配列もわかりづらく「誰にとってもつかいにくい」図書館、「閑古鳥鳴く歴史資料館」であったものを、なんとか改善しようと試みたが、さまざまな抵抗に遭い、「これはちょっともう、公務員では無理だろう」と思うに至った様子を描いている。これとは別に「市民の20%しか利用していない図書館というのも、そのままではやはり負債ですよ」とも語っている⁽¹⁷⁾。

しかしここで、あらためて直営時のサービス水準を振り返ってみよう。表2に2011年度当時の武雄市図書館・歴史資料館のサービス状況を示した⁽¹⁸⁾。貸出登録者の登録率は71%、市民一人あたりの貸出冊数は6.6冊と同規模の自治体と比して、高い水準を保ってい

表2 直営時の武雄市図書館の活動状況

	武雄市図書館	人口5万人台の市町の平均
人口(千人)	51	54
専任職員	3	5.9
蔵書冊数(千冊)	186	214.7
2011年度購入図書冊数	8,461	8,221.7
貸出登録者数(千人)	36.2	27.4
登録率	71	50
2011年度個人貸出数(千点)	339	302.2
人口当たり貸出冊数	6.6	5.5
2011年度資料費予算額(千円)	14,792	14,305
人口当たり資料費	290	260

たことがわかる。

開設から10年で、老朽化しているとも考えられない施設を、CCCに運営させるために、市費より4.5億円もの施設改修費を投入してリニューアルする必要性が本当にあったのだろうか。3.6倍もの「来館者」を得た理由が、図書館本来の機能充実によるものではなく、施設1階フロアの38%もの面積の、しかも入口に近い特等スペースを占める商業部分(=行政財産の目的外使用)に起因するものであるだけに、疑問に感じざるを得ない。

「武雄モデル」の行く末

「TSUTAYA 図書館」の誕生により、今まで無名であった武雄市が全国的に知られるようになった。周知のとおり、全国の自治体の行政や議会関係者が、

「ロールモデル」として武雄市へ視察のため多数訪れている。通常ならば考えられない代官山蔭屋書店や、スターバックスを誘致し、市外から多くの人を呼び込み、現在のところは地域の活性化につながっているということ言えば、市長のもくろみは成功していると言えるのかもしれない。

CCC・図書館カンパニー社長の高橋聡氏は、「システムなどにかかった投資を回収するには、武雄のような図書館が10館以上必要」としており、全国展開を前提とした、図書館運営への進出であることを述べている⁽¹⁹⁾。

現に宮城県多賀城市は、武雄市を視察した市長が主導して、2015年に開館する図書館計画をCCCと連携して進め、指定管理者に選定した⁽²⁰⁾。神奈川県海老名市では、2014年4月より中

央図書館と有馬図書館を、CCCと株式会社図書館流通センター(TRC)の共同事業体の指定管理者として運営を始めており、中央図書館については2014年末で閉館して改修し、2015年10月からは、図書館・カフェ・書店を一体利用できるLibrary & Caféなどをリニューアルオープンさせている⁽²¹⁾。愛知県小牧市でも、CCC・TRC共同事業体が新図書館の基本設計にあたり「将来の指定管理者の視点でアドバイスを行う『連携民間事業者』として」決定された⁽²²⁾。

その他、山口県周南市では新徳山駅ビルに併設される新図書館の計画をCCCと連携して進めるなど、今後も武雄市に追随する自治体は増えていきそうである。しかしはたして、この「武雄モデル」を他の自治体が導入して「成功」するのであろうか。話題性ということ言えば、本家の武雄市をしのぐ「集客力」を期待することはできないと思う。

その本家の武雄市にしても、CCCの高橋氏によれば、予想以上に多かった来館者への対応で人件費がかさんだ

結果、市からの指定管理料1.1億円では足りず、初年度は赤字となる見込みであるという⁽²³⁾。高橋氏はまた、「武雄市のような形では、20カ所か30カ所しかできない。事業にはかなりのパワーがいる。『量産』はできない」とも発言しており、「武雄モデル」がビジネスモデルとしても無理があり、指定管理者制度が永続性を担保できないことも認めている⁽²⁴⁾。

武雄市に隣接する伊万里市の市民図書館は、指定管理者制度を導入しないことを宣言し、「TSUTAYA 図書館」と対局にある図書館である。開館から20年近くを経ても、今なおパワーをもった図書館活動を展開している⁽²⁵⁾。

「武雄モデル」の図書館が、20年先も同様にパワーをもった活動ができていのだろうか。地域資料など図書館として収集すべき資料をきちんと保存し、提供する機能を維持できているだろうか。しかもそれ以前に、モニタリングする行政の側に、図書館活動を正しく評価できる能力が備わっているかどうか、はなはだ疑問である。

おわりに

冒頭述べた通り、図書館法第17条において、公立図書館の無料原則が厳しく定められている。これによって、社

会の知的水準を維持するという図書館機能の公共性が担保されているのである⁽²⁶⁾。

図書館の無料原則が維持される限り、直営以外に図書館機能を発展させる道はなく、図書館の民営化、市場化はいずれ破綻せざるを得ない。なぜなら、主な収入が指定管理料や委託料だけでは、利用者増や新しいサービスにともなうコスト増に対応できず、収益は得られないからである。

「武雄モデル」は、指定管理者にとっては、行政財産の目的外使用の商業部分での売り上げや、ポイントカードによる「顧客情報」の集積、カード加盟店への波及効果など、図書館運営と関係ないところでの収益の可能性を期待しつつ、今後展開していこう。そして行政にとっては、施設の集客力

や話題性によって、まちおこしの契機としたいという期待がある。

このことは、「なじまない」と言われてきた図書館の指定管理者制度のあり方に新しい活路を開くものとなるのであろうか。しかしそれは、市民の財産である図書館の施設スペースや蔵書を民間企業に明け渡し、「利用者の秘密を守る」という図書館への市民の信頼感を犠牲にすることのうえに成り立つものである。未来に向けて知の集積をはかっていくという、図書館の本来の役割を破壊することにつながることにしかならないことを、最後に申し述べておきたい。

(たけだ よしのり)

【注】

- (1) 尾林芳匡「公の施設の指定管理者制度の現状と今後の課題」(尾林ほか編著『これでいいのか自治体アウトソーシング』自治体研究社、2014年)。
- (2) 日本図書館協会の2013年調査によると、2005～2012年度に指定管理者制度を導入した図書館数は333館で、うち民間企業が240館と72%を占めている。また2013年度に導入予定が55館あって、さらに導入率は伸びる傾向にある(「図書館における指定管理者制度導入の検討結果について2013年調査(報告)」日本図書館協会図書館政策企画委員会、2013年8月22日)。
- (3) 『江戸のサイエンス—武雄蘭学の軌跡』(九州国立博物館、武雄市教育委員会、2013年)。
- (4) 「武雄市とカルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社の武雄市立図書館の企画・運営に関する提携基本合意について」

- (「NEWS RELEASE」2012年5月4日、カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社)。
- (5) 江原一雄「市民合意のない市立図書館のツタヤ委託(佐賀・武雄市)」(「議会と自治体」2013年3月号、日本共産党中央委員会)。
- (6) 「武雄市の新・図書館構想について」(社団法人日本図書館協会、2012年5月28日付)。
- (7) 「図書館業務の民間委託についての提言」(公益社団法人日本文藝家協会、2012年9月18日付)。「武雄市図書館に関する質問書」(社団法人日本書籍出版協会、2013年3月4日付)。
- (8) 前田勝之「武雄市新図書館構想について」(『みんなの図書館』2013年2月号、教育史料出版会)。
- (9) 「日経フォーラム 世界経営者会議」

(『日経産業新聞』2006年10月30日付)、CCC社長「カード事業で購買履歴データベース」。

- <http://www.nikkei.co.jp/hensei/ngmf2006/20061024d3k2401f24.html>
- (10) 「『武雄市図書館に関する質問書』への回答書」平成25年3月8日付、武市秘第84号。
 - (11) 小川一郎「指定管理者制度からも逸脱した武雄市の図書館構想」(『議会と自治体』前掲号)。
 - (12) 井上一夫「武雄市民の知的拠点はどうに奪われようとしているか」(『月刊社会教育』2013年4月号、国土社)。
 - (13) 福富洋一郎「『武雄市図書館の民間会社による管理・運営に関する声明書』について」(『みんなの図書館』2013年9月号、教育史料出版会)。
 - (14) 「武雄市図書館・歴史資料館開館1周年」(「NEWS RELEASE」2014年4月1日、カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社図書館カンパニー)。
 - (15) 図書館員の立場からのレポートは下記が参考となる。
藤巻幸子「武雄市図書館訪問記」、戸張祐介「同」(『みんなの図書館』2013年9月号、教育史料出版会)、小池信彦「武雄図書館訪問記」(『出版ニュース』2013年9月中旬号、出版ニュース社)、日本図書館研究会読書調査グループ「武雄市図書館の何が問題なのか」(『談論風発』no.29、椋山女学園大学文化情報学部山本研究室編、2014年1月)。
 - (16) 高野淳「武雄市図書館の雑誌収集の現状」(『図書館評論』第55号、2014年7月、

図書館問題研究会)。

- (17) 楽園計画「図書館が街を創る。」(ネコ・パブリッシング、2013年)。
- (18) 『日本の図書館』2012(日本図書館協会、2013年)による。
- (19) 「耕論 図書館の未来」(『朝日新聞』2013年9月11日付)。
- (20) 「多賀城ツタヤ図書館正式発表 ポイント付と検討 レストランで酒も」(『朝日新聞』2013年7月12日朝刊、宮城全県版)。
- (21) 「海老名市立図書館の運営について」(「NEWS RELEASE」2014年3月31日、カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社 株式会社図書館流通センター)。
- (22) 「愛知県小牧市の新図書館建設に関わる連携民間事業者に決定」(「NEWS RELEASE」2014年8月26日、同上)。
- (23) 「ツタヤ図書館 来館者92万人 武雄・開館1年」(『朝日新聞』2014年4月2日朝刊、西部本社版)。
- (24) 内閣府経済社会総合研究所シンポジウム「株式会社の図書館運営が地域を変える—公民連携の新たな1ページ」での発言(『日経グローバル』2014年4月7日号、日本経済新聞社産業地域研究所)。
- (25) 猪谷千香「つながる図書館」(筑摩書房、2014年)。なお、本書のなかの、武雄市と伊万里市の「図書館のミッション」とを対比させた部分は、ジャーナリストの視点からの優れたレポートである。
- (26) 津野海太郎「図書館無料の原則は憲法九条である」(『本の雑誌』2014年4月号、本の雑誌社)は無料原則の論理を、文筆家の立場からわかりやすく解説している。

【季刊自治と分権】第58号予告

- 随想「地方自治に想う」 晴山一穂（専修大学教授）
- 首長インタビュー 大阪府堺市長 竹山修身さん
- 特集「地方自治の可能性」
 - ① 地方自治の可能性—増田レポートを斬る 岡田知弘（京都大学大学院教授）
 - ② 過疎問題、人口減少問題と地方自治の可能性 川瀬光義（京都府立大学教授）
 - ③ 大都市制度と住民自治 森裕之（立命館大学教授）
- 論文 道州制の経済波及効果を検証する 入谷貴夫（宮崎大学教授）
- 論文 民主的自治体労働者論の生成と今日的意義（後編）
駒場忠親（自治労連顧問）

編集後記

☆今号の特集は、「公務の市場化・民営化」。
二宮神戸大名誉教授は、公務の市場化は、公共的性格をはぎ取り、一般商品と同様に市場で売買されるものとして、「公務の商品化」と位置付けた。足立区を拠点にした「日本公共サービス研究会」の「行政固有とされてきた事務系領域」のアウトソーシングを図るとする、中間報告を引いて、「民間企業には立ち入り禁止の看板がかかっていた行政の『聖域』にまで、効率主義と営利主義の泥靴がずかずか入り込もうとしている」と指摘。

☆足立区の戸籍問題については、久保自治労連中執が矛盾点を指摘し、一部直営に戻した取り組みの紹介は、今後のたたかひの教訓となる。その公務公共事業を支える公務労働者のあるべき姿は、曾於市の五位塚市長のインタビューと、駒場自治労連顧問の「民主的自治体労働者の生成と今日的意義」で語られている。

☆編集委員が紹介する「ブックレビュー」でも、地方自治体のもつ本来の役割を再確認するもの。憲法改悪と公務員制度改革で、物言わぬ公務員づくりが狙われている情勢に応える内容。

(M.M)

【季刊自治と分権】第57号
2014年10月10日発行

[編集]
自治労連・地方自治問題研究機構
〒112-0012 東京都文京区大塚 4-10-7
自治労連会館
TEL 03-5940-6471/FAX 03-5940-6472
ホームページ <http://www.jilg.jp/>
Eメール think@jichiroren.jp

[発行人]
中川 進

[発行]
(株)大月書店
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-11-9
TEL 03-3813-4651/FAX 03-3813-4656
<http://www.otsukishoten.co.jp/>

表紙・本文デザイン——守谷義明+六月舎
印刷——(株)太平印刷社

ISBN978-4-272-79157-6 C0331

大月書店の最新刊

東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651〈代〉 税別価格
メルマガ配信中(ご登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/>

●急激に進む「戦後日本」の大改変、その全貌を読む

〈大国〉への執念
安倍政権と日本の危機



渡辺治・岡田知弘・後藤道夫・二宮厚美 著

官僚機構の総動員と自民党の全面バックアップをうけ、改憲〜軍事大国化と新自由主義改革にひた走る安倍政権の現段階を構造的に分析。その政治がもたらす危険性をあぶり出し、対抗への道筋を示す。
46判・2400円

●〈人道に対する罪〉を止めるために



北朝鮮の人権問題にどう向きあうか

小川晴久著 強制収容所での飢えと奴隷労働、思想統制と宗教弾圧、身分・性・障害による厳しい差別、外国人拉致問題……。北朝鮮の人権状況を概観し、その改善のために世界はどう動いているか、日本人々はどう考え何をすべきかを示す。推薦・土井香苗氏 (HRW)
46判・1800円

●ストーカー問題を知り、対処法を選択する



ストーカーから身を守るハンドブック

エミリー・スペンス・アルマゲヤー著/上田勢子訳 ストーカー心理、ストーカー行為、法的手段に訴えるかどうか、身を守る方法、子どもがストーカー被害にあったら、大学でのストーカー行為などをわかりやすく解説。巻末にストーカー行為の記録法、安全チェックリスト付。
A5判・1200円

●私たちは世界中から食料を買って食べている



メイドインどこ? ①食べものと飲みもの

斉藤道子編著 ガムはメキシコのチクル(樹液)と中国のキシリトール(トウモロコシの芯から取り出す)、それにアメリカの広大な畑でつくられるペーメント(香料)を加えてつくられている。身近な食品がどの国でつくられたものかを追跡。 小学校高学年〜フルカラー A4判・各2800円
[続刊] ②学校にあるもの(12月刊) ③家庭にあるもの(2015年2月刊)

定価(本体1000円+税)

大月書店



9784272791576



1920331010006

ISBN978-4-272-79157-6

C0331 ¥1000E



朝一番の駒ヶ岳ロープウエーに乗って千畳敷カールへ。
夏のお花畑は、衣替えて紅や黄色に色づいた葉が秋を彩る。
ナナカマドの紅い実、コバイケイソウの枯れた姿が美しい。
(長野県 駒ヶ岳) 撮影——前沢淑子

季刊

2014 | 秋

自治と分権

no. 57

首長インタビュー●五位塚 剛さん(鹿児島県曾於市長)

特集●自治体の市場化・民営化

公務の市場化・民営化路線に対する反撃視点

二宮厚美(神戸大学名誉教授)

自治体の窓口業務の外部化と「限界」

——足立区戸籍事務を例に—— 久保貴裕(自治労連中央執行委員)

武雄市「TSUTAYA図書館」の何が問題か 竹田芳則(自治労連教育部会)

人口減少社会の国土・まちづくり 中山 徹(奈良女子大学教授)

民主的自治体労働者論の生成と今日的意義(前編)

駒場忠親(自治労連顧問)



自治労連・地方自治問題研究機構
Jichiroren Institute of Local Government